

令和 5 年度帯広市障害福祉 サービス事業所等集団指導 (地域生活支援)

帯広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課

福祉支援室障害福祉課

こども福祉室子育て支援課

講 義 内 容

- 1 指導監査について
- 2 実地指導における主な指摘事項について
- 3 要綱及び利用のガイドラインの見直しについて

1 指導監査について

実地指導について

方針

法令等の基準に定めるサービス内容（人員、設備、運営）及び給付費等の請求について周知徹底・指導・助言

目的

「サービスの質の確保」「給付費等の適正化」を図る

形態

実地指導：事業所を訪問し、関係書類を閲覧及び関係者からのヒアリング方式

集団指導：一定の場所に集める講習等の方式

実地指導の通常の流れ

指導約 1 か月前

事前に日程調整したうえで、実施通知・自己点検表を送付

事前準備

自己点検表をもとに自己点検、必要書類の作成・準備

指導当日

事業所内の巡回、書類確認、ヒアリング、講評

指導約 1 か月後

結果通知を送付

結果通知後

文書指導事項がある場合は、改善状況報告書を30日以内に市に提出

監査について

目的

サービス提供や給付費等請求の不正、著しい不当の疑いが発生した場合、事実関係を的確に把握し、「公正」かつ「適正」な措置を実施

監査のきっかけ

- ・ 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ・ 実地指導で確認した情報 など

監査方法

- ・ 報告、帳簿書類の提出・提出命令
- ・ 出頭を求めて関係者への質問
- ・ 事業所へ立ち入り、その設備・帳簿書類その他の物件の調査

2 実地指導における主な指摘事項 について

略称要綱名等一覧

- 「要綱」：帯広市地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス）実施要綱
- 「日中ガイドライン」：日中一時支援事業利用のガイドライン
- 「移動ガイドライン」：移動支援事業利用のガイドライン

対象サービス：全サービス

事業所の申請内容に変更が生じているが、変更届を提出していない。

▶事業の申請内容に変更があった場合は、事業変更届を帯広市に提出する必要がある。

主な指摘事項

- ・事業所の所在地
- ・事業所の従事者及び管理者
- ・運営規程
- ・利用定員 など

留意事項

- ✓ 事業所の所在地を変更する場合は、事前に地域福祉課に相談すること。

対象サービス：全サービス

運営規程と重要事項説明書の内容が相違している。

▶ 運営規程と重要事項説明書や契約書に記載されている内容は一致している必要がある。

留意事項

- ✓ 重要事項説明書や契約書は適宜変更しているが、運営規程が変更されていないケースなどが見受けられた。
- ✓ 実態に即した内容であるかも確認すること。

(例) 営業時間、サービス提供時間、勤務体制、苦情の窓口など

対象サービス：日中一時支援

個別訓練計画に対する同意や評価に対する同意の日付が遅れている。

- ▶ 計画は年度毎に見直しを行い、サービス提供開始より前に同意を得る必要がある。
また、計画に対する評価も四半期ごとに行い同意を得る必要がある。

留意事項

- ✓ サービスの提供開始日までに計画の同意を得られていない場合は、訓練開始前に計画が整備されていない状態になるため、Ⅱ型での算定となる点について留意すること。

本人同意欄の署名について

民法第4条

※民法第5条が未成年に関する条文で、法律行為が制限される主旨の記載

対象サービス：日中一時支援

18歳以上の障害者の契約締結や個別訓練計画における同意は本人と取り交わす必要があるが、保護者名のための署名となっている。

- ▶ 18歳未満の未成年については、支給決定の対象となるのは対象児童の保護者であり、契約締結や同意においても保護者が行うこととなるが、18歳に到達すると支給決定の対象は本人となり、また、保護者は法定代理人ではなくなるため、契約や個別訓練計画の同意については保護者同意ではなく、本人同意となる。そのため本人の名前で署名する必要がある。

留意事項

- ✓ 本人が署名することが難しい場合、保護者による代筆が認められる。
- ✓ あらかじめ、契約書や個別訓練計画に本人氏名記載部分のほかに、保護者氏名記載部分を設けて、契約や個別訓練計画の同意の際に本人と保護者の氏名の両方を記載する取扱いも可。

自動車での移動時間の算定について

移動ガイドライン：
「7. その他の留意事項(P7)」

対象サービス：移動支援

ヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車で移動している時間も算定している。

- ▶移動時間を算定する場合、常時ヘルパーが支援できる状況にあることが必要である。
- ▶運転手がヘルパーを兼ねて移動する場合、移動時間は算定の対象外になるため、移動時間の算定は外出の準備や乗降介助等の時間とすること。

3 要綱及び利用のガイドラインの見直しについて

- ▶以下の要綱及び利用のガイドラインについて、現在見直しを予定しています。
- ▶詳細については後日お示ししますので、もうしばらくお待ちください。

- ・帯広市地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス）実施要項
- ・移動支援事業 利用のガイドライン
- ・日中一時支援事業 利用のガイドライン
- ・訪問入浴サービス事業 利用のガイドライン

集団指導は以上です。

ありがとうございました。

「電子申請サービス」により受講報告をしてください。

報告をもって受講完了とさせていただきます。

報告期限 令和 6年 4月 18日 (木)

【電子申請サービス】

QRコードの読み取りはこちらから👉

